⑵　時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、映像及び音声の別にチャネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

⑶　放送衛星局及び放送衛星試験局（以下この注において「放送衛星局等」という。）のうちデジタル放送を行うものを通信の相手方とする地球局の無線設備にあつては、⑴及び⑵の規定によらず、通信の相手方とする放送衛星等における放送の種別ごとのチャネル数及び符号分割多重数（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第４章に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）、１秒におけるシンボル数（同令第５章並びに第６章第３節及び第５節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）又は１秒における伝送容量（同令第６章第２節及び第４節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）の合計値を記載すること。

6　５の欄は、次によること。

［⑴～⑶　略］

⑷　低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［⑸　略］

⑹　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［⑺・⑻　略］

⑼　最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が15GHz以下の場合は当該搬送波のうち最大の電力密度の４kHz帯域幅を、15GHzを超える場合は最大の電力密度の１MHz帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全尖頭電力を１Hz当たりにした値を記載すること。

⑽　最大等価等方輻射電力の欄は、携帯移動地球局に限り記載すること。ただし、設備規則第49条の18においてその無線設備の条件が定められている携帯移動衛星データ通信を行う無線局については、記載を要しない。

⑾　型式又は名称の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の型式又は名称を記載すること。ただし、携帯移動地球局にあつては、記載を要しない。

⑿　適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

⑵　時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。

時分割多重方式以外のものにあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。この場合において、テレビジョン中継に使用するための無線設備にあつては映像及び音声の別にチャネル数を記載すること。

通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては電話通信路に換算した数を記載することができる。

ア　時分割多重方式の無線設備にあつては、一の搬送波当たりに多重する数を記載すること。

イ　時分割多元接続方式にあつては、一の搬送波当たりのチャネルの数を記載すること。

⑶　放送衛星局及び放送衛星試験局（以下「放送衛星局等」という。）のうちデジタル放送を行うものを通信の相手方とする地球局の無線設備にあつては、⑴及び⑵によらず、通信の相手方とする放送衛星等における放送の種別ごとのチャネル数及び符号分割多重数（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第４章に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）、１秒におけるシンボル数（同令第５章並びに第６章第３節及び第５節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）又は１秒における伝送容量（同令第６章第２節及び第４節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）の合計値を記載すること。

7　［同左］

［⑴～⑶　同左］

⑷　低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

［⑸　同左］

⑹　変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

［⑺・⑻　同左］

⑼　最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が15GHz以下の場合は当該搬送波のうち最大の電力密度の４kHz帯域幅を、15GHzを超える場合は最大の電力密度の１MHz帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全尖頭（せんとう）電力を１Hz当たりにした値を記載すること。

⑽　最大等価等方輻（ふく）射電力の欄は、携帯移動地球局に限り記載すること。ただし、設備規則第49条の18においてその無線設備の条件が定められている携帯移動衛星データ通信を行う無線局については、記載を要しない。

⑾　型式又は名称の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の型式又は名称を記載すること。ただし、携帯移動地球局は記載を要しない。

⑿　技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。